

平成29年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

招 集 年 月 日 平成29年 6月21日
招 集 場 所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開 会 (開議) 平成29年 6月21日 (水) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 3番 菊地政文 議員 4番 石橋雄一 議員

1. 出席議員

1番	大江	寿	7番	池田	賢治	13番	米澤	壽重
2番	村上	謙武	8番	安部	大助	14番	遠藤	義光
3番	菊地	政文	9番	前田	芳樹	15番	池田	信博
4番	石橋	雄一	10番	平田	文夫	16番	福田	晃
5番	村上	三三郎	11番	石田	茂春			
6番	西尾	幸太郎	12番	高宮	陽一			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	定住対策課長	鳥井	登
副 町 長	大庭	孝久	農林水産課長	佐々木	千明
教 育 長	村尾	秀信	上下水道課長	田中	秀喜
総 務 課 長	八幡	哲	建設課長	山崎	龍一
会 計 管 理 者	池田	賢一	大規模事業課長	河北	尚夫
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	池田	茂良
税 務 課 長	藤木	正英	生涯学習課長	中林	眞
町 民 課 長	名越	玲子	布施支所長	竹本	久
福 祉 課 長	長田	栄	五箇支所長	金坂	賢一
保 健 課 長	平田	芳春	都万支所長	佐々木	義直
環 境 課 長	藤川	芳人	企画財政課長補佐	石田	寛弥
観 光 課 長	吉田	隆	総務課長補佐	野津	千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 中村恵美子

1. 町長提出議案の題目

- 報告第 1 号 平成 28 年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2 号 平成 28 年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 承認第 1 号 物品購入変更契約の締結〔小型ノンステップバス購入〕の専決処分について
- 承認第 2 号 平成 28 年度隠岐の島一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について
- 承認第 3 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 承認第 4 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 5 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
- 承認第 6 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
- 承認第 7 号 平成 28 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 承認第 8 号 平成 28 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 9 号 平成 28 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 承認第 10 号 平成 28 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 承認第 11 号 平成 28 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
- 承認第 12 号 隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 承認第 13 号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承認第 14 号 隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議 第 63 号 平成 29 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）

- 議 第 64 号 隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 65 号 隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 66 号 隠岐の島町健康診査手数料条例の一部を改正する条例
- 議 第 67 号 隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 68 号 隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議 第 69 号 公有水面埋立てに係る意見について
- 議 第 70 号 工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事（3期工事）〕
- 議 第 71 号 土地売買に関する契約の締結について
- 議 第 72 号 隠岐広域連合規約の一部を変更する規約
- 同意第 3 号 隠岐の島町中財産区管理会委員の選任同意について

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、平成 29 第 2 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 3 番：菊地政文 議員、
4 番：石橋雄一 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 29 日までの 9 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 29 日までの 9 日間に決定しました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る平成 29 年第 1 回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

まずこの間、埼玉県本庄市議会、京都府議会が行政視察に訪れました。町長、副町長、担当課の丁寧な対応に対しまして感謝申し上げます。

5 月 26 日には、隠岐島町村議会議長会総会が開催され、新会長に不肖私が、副会長に知夫村の向濱議長が選出されました。

5 月 30 日には、島根県町村議会議長会臨時総会が開催され、新会長に邑南町の山中議長、副会長に奥出雲町の岩田議長、海士町の古濱議長がそれぞれ選任されました。

また、後期高齢者医療広域連合議会議員には、川本町の植田議長と不肖私が、議長会の推薦により選任されました。

翌 31 日は、全国町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され、副議長、事務局長と出席をいたしました。

当日は、正副議長・事務局職員等 1,700 人の参加がありました。

全国町村議会特別表彰を受賞された、「北海道浦幌町議会」「京都府精華町議会」がそれぞれ講演されました。

「浦幌町議会」は、議会選挙で定員割れを起こしたことを契機に、議員のなり手不足を解消するためにどうすればいいかを議会として真剣に議論をされてきました。住民アンケートをとり、その結果を元に出来ることは何でもやってみるという姿勢で取り組みを行い、議会の魅力アップにつなげてきました。

「精華町議会」は、広報活動の充実、予算決算常任委員会の設置など様々な議会活性化の取り組みを実践されてきました。

両町のお話を伺い、本町においても少しずつ改革は進んできているが、更に一步踏み出す必要性を感じたところでございます。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧ください。

続いて、去る 3 月定例会において議決されました委員会提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告」のとおり、関係先に送付いたしました。

次に、議員の派遣について別紙のとおり派遣いたしましたので、ご報告いたします。

最後に、5月24日の議会運営委員会までに2件の陳情・要望を受理いたしました。

そのうち「北朝鮮のミサイルに備え避難訓練等の実施を求める要望書」につきましては、議員配付といたしましたのでご理解ください。もう1件につきましては、お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

平成29年第2回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

紫陽花が大輪の花を咲かせ、その青がひととき美しい季節となってまいりましたが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、まず以ってお慶び申し上げます。

本日、平成29年第2回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませぬご出席をいただきありがとうございます。

この後、ご報告をさせていただきますが、先日開催されました「隠岐の島ウルトラマラソン」が大きな事故もなく成功裏のうちに終了いたしましたことに対しまして、町民の皆さんを始め、議員の皆様方に心から御礼を申し上げます。

本議会は、平成29年度一般会計補正予算、条例の一部改正など27件の諸議案をご提案させていただきます。どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、3月に開催をいたしました「平成29年第1回隠岐の島町議会定例会」以降の、主な事項につきまして、報告をいたします。

最初に、隠岐の島町航路・航空路旅客運賃助成事業の実施状況につきまして、ご報告を申し上げます。

4月1日から有人国境離島特別措置法に伴う「隠岐の島町航路・航空路旅客運賃助成事業」を開始いたしました。制度導入時のトラブルも心配いたしましたが、隠岐島内4港及び本土側2港とも混乱もなく、スムーズにスタートしたところでございます。これも運航会社であります隠岐汽船株式会社様及び日本エアコンピューター株式会社様を始め、関係団体のご協力のお蔭であり、深く感謝申し上げます。

なお、本年4月・5月の全体の乗船者・搭乗者の実績であります。天候に左右される部分もありながら、どちらとも昨年度を大きく上回る利用者を数えており、特にレインボージェット及び航空機出雲便の利用者の伸びが顕著であります。詳細なデータ分析はできておりませんが、島民に対する運賃助成は増加要因に大きく影響をしております。

今後もこの制度の継続と来島者への助成拡大に努めてまいりますので、引き続きご理解をお願いいたします。

次に、「全国離島振興協議会の総会」についてご報告を申し上げます。

5月30日に今治市において「全国離島振興協議会通常総会」が開催され、出席をいたしました。全国離島振興協議会として、国の離島振興基本方針に基づく事項の完全実施、離島活性化交付金事業の拡充強化、離島航路補助制度の抜本的改善並びに航空路線維持に係る諸施策拡充、離島における雇用機会の拡充・地域社会維持活性化に関する施策の推進など重点推進18項目を定め決議されました。更に、離島振興法において、離島の交通政策は、離島振興の普遍的な最重要課題に位置づけられていることから、航路・航空路支援の法整備の早期実現など重点推進3項目を定めた「離島航路・航空路支援の抜本拡充に関する特別決議」が提案されたところであります。

今後、これらの法整備や必要予算の確保について、政府に対して要望活動を積極的に行う予定としております。

次に、「隠岐の島ウルトラマラソン」の開催につきまして、ご報告を申し上げます。

6月18日、恒例となりました「隠岐の島ウルトラマラソン」を開催いたしました。今回で第12回を迎える同大会は、全国各地から1,221名の方々からエントリーをいただき、盛大に開催することができました。

今大会におきましても、1,000名を超える大勢のボランティアの皆様方のご協力や各地域の沿道における温かい声援等に支えられ、参加されたランナーの皆様方から高い評価をいただいたところであります。

特に、各地区の町民の皆様には、大会を迎えるに当たり、コース全域に亘って沿道の草刈から清掃活動まで自発的にご奉仕いただきましたことに対し、ランナーの皆さんから感謝のメッセージを多数届いており、大会主催者として、改めて深く感謝申し上げます。

今や、同大会は単なるスポーツイベントではなく、「まちづくりイベント」であると自負しており、次年度以降の大会運営につきましても、今回の反省点を活かし、更なる内容の充実を図りますと共に、もう一つの大きな目的であります町内の経済効果の拡大に取り組んでま

いりたいと考えておりますので、引き続きご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、「全国闘牛サミット in 徳之島町」につきまして、ご報告申し上げます。

5月2日、3日の2日間、鹿児島県徳之島町において、「第20回全国闘牛サミット in 徳之島町」が北は岩手県、南は沖縄県までの6県9市町からそれぞれの自治体関係者及び闘牛関係団体の皆様の参加のもと盛会に開催されました。

本町からは、私のほか、全隠岐牛突き連合会の役員の皆様、観光課及び生涯学習課職員の総勢10名で参加いたしました。

サミットでは、各地域の取り組み状況の報告や今後の地域間の交流などについて意見交換が行われ、改めて交流促進と伝統文化の保存伝承を図り、地域活性化につなげることを確認いたしました。

また、来年度のサミット開催地が本町であることから、大会成功に向け受入れ体制や会場設営の様子等現地視察を行い、町を挙げての来島者歓迎ムードの創出等、学ぶことができました。この成果を今後の事業計画に役立てていくものでございます。

次に、「2017 島まつり」につきまして、ご報告を申し上げます。

5月13日から14日の両日に亘って行われた「2017 島まつり」ですが、いずれも好天に恵まれ、盛会の内に終了いたしました。初日の「第47回しげさ踊り」は西郷港周辺の改修工事みおやじんじゃの関係で、例年の会場を水祖神社周辺に変更し開催いたしましたが、島内外から約1,300名、26団体のご参加をいただき交流の輪が広がったところでございます。

また、翌日の「第32回隠岐しげさ節全国大会」につきましては、子どもから一般まで延べ121名のエントリーをいただき、日頃の練習の成果を競い合っていたところでした。

隠岐の伝統芸能である隠岐民謡を核とした当イベントは、長い歴史の中で議会の皆様を始め、沢山の町民の皆様方のご理解、ご協力をいただきながら育ってきたイベントであり、この場をお借りいたしまして、皆様に深く感謝申し上げます。

今後、益々充実したイベントとなるよう関係各位のご意見を参考にしながら評価・検証を進めてまいりますので、引き続きご支援をお願いいたします。

次に、「隠岐ユネスコ世界ジオパークフェスタ 2017」につきまして、ご報告申し上げます。

6月4日、松江市くびきメッセにおきまして、本年度4年目となります「隠岐ユネスコ世界ジオパークフェスタ」を開催いたしました。

当日は、隠岐特産品の物産展を始め、隠岐旅行プランの宣伝ブース、隠岐民謡の公演、及

び中国・四国・近畿から6地域のジオパークにも参加していただき昨年を約2,000名上回る約6,000名の来場者で賑わいました。

今回、4回目ということもあり、定着化が図れている印象を得ましたが、更なる魅力的な企画の更新が求められます。

今後も、隠岐ユネスコ世界ジオパークの魅力を理解していただくために、このようなアピールイベントを継続的に実施しながら、全国はもとより、国外への積極的な情報発信を行い、具体的な誘客活動につなげてまいりたいと考えております。

次に、隠岐世界ジオパーク空港におけるFDAチャーター機の運航につきまして、ご報告申し上げます。

4月1日から5月28日までの間、名古屋小牧空港を始め、松本、岡山の3地方空港から、基本的に2泊3日の隠岐の島チャーター企画が実施されました。

このツアーは、昨年につき、各地の大手旅行代理店が航空会社であるフジドリームエアラインズと提携し実現したものでありまして、この企画を利用し、全10便421名のお客様が来島されました。出発地から目的地へ短時間で快適な移動が可能となるチャーター企画は大変好評であり、本年10月から11月にも昨年度と同様に企画が検討されています。

ご来島者のご期待に十分お応えできるよう、受け地対策の強化を含め、関係団体との連携を図ってまいります。

次に、平成29年度「新嘗祭献穀御田植式典」への参加について、ご報告申し上げます。

例年、11月23日に宮中行事として行われる「新嘗祭」に献上する米の「御田植式」が、5月21日に都万森里地内の水田で盛大に執り行われ、献穀者に選ばれた齋藤 茂様ご夫妻を始め、島根県の藤原副知事ほか多数の関係者とともに参加させていただきました。

本町において新嘗祭への献米が行われますのは、平成15年以来、14年ぶりのことでありまして、齋藤様ご夫妻におかれましては、今後、栽培管理などご苦勞の多いことと思っておりますが、関係する皆様方の御協力のもと、実り多い収穫の秋を迎えられ、無事に献納されますことを期待しているところであります。

最後に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく関係法人の経営状況を説明する書類についてであります。

「公益財団法人隠岐の島町農業公社」、「公益財団法人隠岐の島町教育文化振興財団」及び「株式会社ふせの里」の経営状況に関する書類を、隠岐の島町議会議長に提出いたしました。内容につきましては、各常任委員会において所管課から説明をさせていただきますので、よ

ろしくお願いいたします。

なお、「株式会社あいらんど」の経営状況に関する書類につきましては、9月の第3回議会定例会に提出させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

以上、主な事項につきましてご報告を申し上げましたが、3月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（石田茂春）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第1号「平成28年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から同意第3号「隠岐の島町中財産区管理委員会委員の選任同意について」までの27件を一括して議題といたします。

日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました27件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

まず、報告第1号の「平成28年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」でございますが、平成28年度予算のうち、庁舎整備事業を始め、災害復旧事業までの12事業につきまして、平成29年度に明許繰越することといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号の「平成28年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」でございますが、平成28年度予算のうち汚水処理施設整備事業につきまして、平成29年度に明許繰越することといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

続きまして、承認第1号の「物品購入変更契約の締結〔小型ノンステップバス購入〕の専決処分について」でございますが、小型ノンステップバスの購入において、自動車重量税が免税となったため、契約金額を減額する必要が生じたので、3月17日に地方自治法第179

条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定より報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第2号から承認第11号までの10議案につきましては、一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案でありまして、それぞれの会計につきまして、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

まず、承認第2号の「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について」のご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は、4億1,102万6,000円の減額でありまして、補正後の予算額を154億3,703万4,000円といたしました。

補正の主な内容は、人件費の減額や生活保護給付事業、児童手当支給事業及び雇用対策関係事業の減額並びに住宅団地整備事業、道路改良事業、畜産関係事業等の減額など各事業の確定によります補正をさせていただきました。

歳入におきましては、事業確定によります国・県補助金等の減額もございしますが、町民税個人所得割、法人税割の増額、譲与税、特別交付税の額の決定により、新たな財源が捻出されたことから各事業の確定に伴う財源組替等により、基金繰入金及び町債を減額いたしました。

併せて、町債の借入限度額を定める「地方債補正」も行っております。

次に、承認第3号の「平成28年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)の専決処分について」でございしますが、歳入歳出予算の補正額は、1億4,412万1,000円の減額でありまして、補正後の予算額を22億881万5,000円といたしました。

補正の主な内容は、療養給付費等を実績により減額し、歳入では、前期高齢者交付金、療養給付費負担金、保険財政共同事業交付金等を減額いたしました。

次に、承認第4号の「平成28年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第4号)の専決処分について」でございしますが、歳入の財源組替でありまして、診療収入を86万7,000円減額し、事業勘定繰入金を増額いたしました。

次に、承認第5号の「平成28年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第2号)の専決処分について」でございしますが、歳入歳出予算の補正額は、857万円の減額でありまして、補正後の予算額を1億3,919万4,000円といたしました。

補正の主な内容は、施設運営事務費及び衛生材料費を実績により減額し、歳入では、診療

収入及び一般会計繰入金を実績により減額し、事業勘定繰入金及び諸収入を増額いたしました。

次に、承認第6号の「平成28年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、1,975万5,000円の減額でありまして、補正後の予算額を1億2,491万6,000円といたしました。

補正の主な内容は、衛生材料費を実績により減額し、歳入では、診療収入を減額し、事業勘定繰入金、一般会計繰入金及び諸収入を増額いたしました。

次に、承認第7号の「平成28年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、1億8,151万1,000円の減額でありまして、補正後の予算額を5億2,797万8,000円といたしました。

補正の主な内容は、施設整備費を実績により減額し、歳入では、使用料、国庫補助金、繰入金、諸収入及び町債を減額いたしました。

併せて、町債の借入限度額を定める「地方債補正」を行っております。

次に、承認第8号の「平成28年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、2,480万4,000円の減額でありまして、補正後の予算額を19億6,709万4,000円といたしました。

補正の主な内容は、施設整備費を実績により減額し、歳入では、繰入金を増額し、県支出金及び町債を減額いたしました。

併せて、町債の借入限度額を定める「地方債補正」を行っております。

次に、承認第9号の「平成28年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」でございますが、補正の主な内容は、過年度還付金の追加により、施設運営事務費を70万円追加し、医薬材料費を実績により同額減額いたしまして、予算総額に変更はありません。歳入では、財源組替により診療収入及び諸収入を増額し、一般会計繰入金を減額いたしました。

次に、承認第10号の「平成28年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、62万円の減額でありまして、補正後の予算額を918万円といたしました。

補正の主な内容は、施設運営事務費及び衛生材料費を実績により減額し、歳入では、診療収入を実績により減額し、県補助金、一般会計繰入金及び繰越金を増額いたしました。

次に、承認第11号の「平成28年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第

2号)の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、482万5,000円の減額でありまして、補正後の予算額を3億7,727万5,000円といたしました。

補正の主な内容は、後期高齢者医療広域連合への納付金及び保険事業費を実績により減額し、歳入では、後期高齢者医療保険料を増額し、後期高齢者医療広域連合補助金及び一般会計繰入金を減額いたしました。

続きまして、承認第12号から承認第14号につきましては、条例の一部改正に係る専決処分でございますが、去る3月31日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同法第3項の規定により議会に報告して承認を求めるものであります。

まず、承認第12号の「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」ご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成29年4月1日から施行されることに伴い、関連する町税条例等の一部を改正いたしました。

主な改正点といたしまして、個人住民税について特例措置の延長等であります。二点目は、固定資産税について特例措置を改正するものであります。三点目は、軽自動車税についてグリーン化特例の延長等であります。

このほか、地方税法等の改正に伴い、関連する条項の改正や条例の整備を行うものであります。

次に、承認第13号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成29年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正いたしました。

改正の主な内容は、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しであります。

次に、承認第14号の「隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の専決処分について」でございますが、平成28年第4回議会定例会におきまして、平成29年4月1日の水道事業の統合に伴い給水区域を隠岐の島町全域とする条例改正を行いましたが、実際に給水できない山林等の区域を含んでおり、区域を大字単位で明記する必要性が生じたため、本条例の一部を改正いたしました。

続きまして、議第63号の「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は、1億761万8,000円の追加でありまして、補正後の予算額を177億1,761万8,000円とするものであります。

補正の主な内容は、有人国境離島法に基づく、雇用機会拡充事業、輸送コスト支援事業に要する経費を補正計上しております。

これらの財源につきましては、国・県補助金、財政調整基金及び地域振興基金からの繰入金を充当しております。

次に、議第 64 号の「隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、人事院規則の改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、再度の育児休業をすることができる特別の事情、育児休業期間の再延長ができる特別の事情、育児短時間勤務の終了後 1 年以内に再度育児短時間勤務ができる特別の事情を追加する必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 65 号の「隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用最適化推進委員が新設され、本町におきましても本年 8 月 1 日より配置することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 66 号の「隠岐の島町健康診査手数料条例の一部を改正する条例」についてでございますが、超音波乳がん検診の手数料の規定を追加するものであります。

次に、議第 67 号の「隠岐の島廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、別表中のごみ処理手数料の単位区分に、算定単位を超える場合の取扱いを追記する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 68 号の「隠岐の島消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正により、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る基礎額を変更する必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 69 号の「公有水面埋立てに係る意見について」でございますが、島根県が加茂漁港区域内に道路、道路護岸及び漁港環境施設の用地として公有水面を埋立てることに伴い、島根県知事から町長の意見を求められたので、これに異議ない旨を回答することについて、議決を求めるものであります。

次に、議第 70 号の「工事請負契約の締結について〔ポートプラザ空調改修工事(3 期工事)〕」についてでございますが、去る 5 月 25 日、14 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 三晃空調隠岐出張所が落札いたしましたので、同社と契約金額 6,156 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 71 号の「土地売買に関する契約の締結について」でございますが、株式会社 金田建設が所有する山林 3 万 7,230 平方メートルの土地を残土処分場の建設用地として取得することについて、契約金額 1,861 万 5,000 円で土地売買契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 72 号の「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」についてでございますが、介護保険事業のうち地域支援事業費の上限額が介護給付費の 3%から、各町村の実績額等に応じて設定されるよう変更されたこと等に伴い、保険給付費及び地域支援事業費にかかる各町村の負担を実績額に応じて負担するよう変更するものであります。

次に、同意第 3 号の「隠岐の島町中財産区管理会委員の選任同意について」でございますが、中財産区管理会委員の 5 名が来たる 6 月 30 日で任期を迎えますことから、引き続き選任いたしたく、中財産区管理条例第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、27 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

ただ今から、10 時 30 分まで休憩とします。

（ 本会議休憩宣告 10 時 16 分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 本会議再開宣告 10 時 30 分 ）

議案審議上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10 時 30 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10 時 30 分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 本会議再開宣告 10 時 38 分 ）

日 程 第 7. 休会について

「休会について」を議題といたします。

明日、6 月 22 日は広報広聴委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、6月23日に開き、「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 10時39分)

以 下 余 白